

第八十号議案

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同条第二項中「第六条の二第六項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正により、同法の規定に移動が生じたため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。